

**CTCモバイル（EM）通信サービス契約約款  
（4Gデータ通信編）  
【廃止】**

平成29年5月18日  
中部テレコミュニケーション株式会社

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このCTCモバイル（EM）通信サービス契約約款（4Gデータ通信編）（以下「約款」といいます。）により、CTCモバイル（EM）通信サービスを提供します。

### (約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 CTCモバイル（EM）通信サービス	イー・アクセス株式会社（以下「特定MNO事業者」といいます。）のEMOBILE契約約款（EMOBILE 4G編）に基づき提供される電気通信回線設備を使用して当社が行う電気通信サービス
4 パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
5 パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
6 サービス取扱所	(1) CTCモバイル（EM）通信サービスに関する業務を行う当社（特定MNO事業者を含みます。）の事業所等 (2) 当社の委託によりCTCモバイル（EM）通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所等
7 CTCモバイル（EM）契約	当社からCTCモバイル（EM）通信サービスの提供を受けるための契約
8 一般契約	当社からCTCモバイル（EM）通信サービスの提供を受けるための契約であって、定期契約以外のもの
9 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
10 定期契約	当社が定める期間において当社からCTCモバイル（EM）通信サービスの提供を受けるための契約
11 定期契約者	当社と定期契約を締結している者
12 契約者	一般契約者または定期契約者
13 料金月	料金を課金するために設定する期間であって、1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
14 移動無線装置	CTCモバイル（EM）契約に基づいて、陸上（河川、湖沼および沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置（特定MNO事業者が無線局の免許を受けることができるもの及びCTCモバイル（EM）通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）
15 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための特定MNO事業者の電気通信設備
16 契約者回線	CTCモバイル（EM）契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
17 契約者回線等	契約者回線及び契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備
18 EMchip	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がCTCモバイル（EM）通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの

19 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
20 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 削除	削除
22 契約者識別番号	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
23 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
24 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

## 第2章 CTCモバイル（EM）通信サービスの種類

（CTCモバイル（EM）通信サービスの種類）

第4条 CTCモバイル（EM）通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
CTCモバイル（EM） 4G	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するEM chipを装着することにより、AXGP方式、FDD-LTE方式及びDS-CDMA方式により伝送交換を行うためのものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、パケット通信を行うサービス

（サービス区域）

第5条 通信は、その移動無線装置が別に定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

## 第3章 契約

### 第1節 CTCモバイル（EM）4Gに係る契約の種別

（CTCモバイル（EM）4Gに係る契約の種別）

第6条 CTCモバイル（EM）4Gに係る契約（以下、「CTCモバイル（EM）4G契約」といいます。）には次の種別があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

### 第2節 一般契約

（契約の単位）

第7条 当社は、契約者識別番号2番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

（CTCモバイル（EM）申込みの方法）

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、一般契約の申込みをするものは、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般契約者又は定期契約者からその契約を解除すると同時に新たな一般契約の締結を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する一般契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者又は定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているCTCモバイル（EM）4Gに準じて取り扱います。

（契約申込みの承諾）

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 一般契約の申込みをした者が当社のCTCモバイル（EM）4Gの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (2) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
  - (3) 一般契約の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、CTCモバイル（EM）4Gの利用をを停止されたことがあるとき又は第15条（当社が行う一般契約の解除）に基づきCTCモバイル（EM）4G契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) 第62条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (5) 一般契約の申込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (6) その他当社が適当でないと判断したとき。

（契約者識別番号）

第10条 CTCモバイル（EM）4Gの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとします。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、CTCモバイル（EM）4Gの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、CTCモバイル（EM）4Gの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

(CTCモバイル(EM)4Gの利用の一時中断)

第11条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、CTCモバイル(EM)4Gの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなくCTCモバイル(EM)4Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法)

第12条 一般契約者は、第8条(契約申込みの方法)第1項に規定する契約申込書の記載事項中、氏名、名称、住所又はその他別記4(1)で定める連絡先(以下「契約者連絡先」といいます。)に変更があったときは、その旨を速やかにサービス取扱所に又は当社が別に定める連絡方法により届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第10条(契約者識別番号)第3項、第15条(当社が行う一般契約の解除)第3項、第24条(EM chipの貸与)第2項、第29条(利用中止)第3項、第30条(利用停止)第2項、第48条(契約者の切分責任)第2項、第61条(承諾の限界)及び第65条(国際アウトローミングの利用に関する特例)第5項に規定する通知については、当社が届出を受けている契約者連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項に定める契約者連絡先、当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務については、別記1に定めるところによります。

(一般契約に係る契約者の地位の承継及び契約の譲渡)

第13条 一般契約者について相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により事業を承継する法人若しくは分割により設立する法人(以下「相続人等」といいます。)は、当該一般契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の承継があったとき、相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。

3 相続があった場合において相続人が2人以上あるときの前項の届出については、そのうち1人を当該一般契約者の地位を承継する者として届け出ていただきます。この場合において、当社は当該一般契約者の地位を承継する者である旨を証明する書類の提出を求めることがあります。

4 相続人等は、承継前の一般契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利及び義務を承継します。

5 前各項の規定にかかわらず、当社は、第2項の届出が次に掲げる場合に該当するときは、当該一般契約を解除します。

(1) 一般契約に係る承継により新たにそのCTCモバイル(EM)4Gの契約者になろうとする者がCTCモバイル(EM)4Gの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 一般契約に係る承継により、新たにそのCTCモバイル(EM)4Gの契約者になろうとする者が、第62条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第2項又は第3項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき又は契約申込書の記載若しくは届出の内容に虚偽若しくは不実の内容があるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

6 当社は、一般契約の譲渡を承諾しません。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第14条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う一般契約の解除)

第15条 当社は、第30条(利用停止)第1項の表の左欄に掲げる事由に該当してCTCモバイル(EM)4Gの利用を停止された一般契約者が、なおその事由を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、CTCモバイル(EM)4Gの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にその旨を通知します。

- 4 当社は、一般契約者について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する手続開始の申立て又はその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。
- 5 当社は、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合であって、以後その一般契約に係る CTC モバイル（EM）4 G が利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

### 第 3 節 定期契約

#### （定期契約の種別）

第 16 条 定期契約に係る契約には、次の種別があります。

#### （1）第 1 種定期契約

#### （契約申込みの方法）

第 17 条 定期契約の申込みをするときは、前条に定める種別のいずれかを指定して、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、定期契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般契約者又は定期契約者からその契約を解除すると同時に新たな定期契約の締結を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者又は定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供している CTC モバイル（EM）4 G に準じて取り扱います。

#### （契約申込みの承諾）

第 17 条の 2 第 9 条（一般契約の申込みの承諾）の規定は、定期契約の申込みの承諾において準用します。

#### 2 削除

#### （定期契約の期間）

第 18 条 第 1 種定期契約は、CTC モバイル（EM）4 G 契約を締結し、その契約に基づいて当社が CTC モバイル（EM）4 G の提供を開始した日から始まり、その日を含む料金月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日に満了するものとします。

- 2 削除
- 3 削除

- 4 定期契約が次条の規定により更新又は変更されたものである場合の契約期間は、前 3 項の規定にかかわらず、その更新の日又は変更の日から始まり、これらの日を含む料金月から起算して次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日に満了するものとします。

定期契約の種別	料金月
第 1 種定期契約	24 料金月

- 5 定期契約が契約を解除すると同時に新たに締結されたものである場合の契約期間は、前 4 項の規定にかかわらず、CTC モバイル（EM）4 G 契約を締結した日から始まり、新たに締結された契約の料金種別が適用される料金月から起算して次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日に満了するものとします。

定期契約の種別	料金月
第 1 種定期契約	24 料金月

#### （定期契約の満了に伴う契約の更新）

第 19 条 第 1 種定期契約は、第 1 種定期契約者からの当該契約を更新しない意思表示がない限り、その契約が満了する日（以下「契約満了日」といいます。）の翌日に更新します。その定期契約を更新するときは、第 9 条（一般契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 2 削除

- 3 1 項の意思表示ができる期間は、当社が別に定めます。

## 第20条 削除

(準用)

第21条 第7条(契約の単位)、第10条(契約者識別番号)、第11条(CTCモバイル(EM)4Gの利用の一時中断)、第12条(一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知)、第13条(一般契約に係る契約者の地位の承継及び契約の譲渡)、第14条(一般契約者が行う一般契約の解除)及び第15条(当社が行う一般契約の解除)は、定期契約について準用します。



## 第4章 付加機能

### (付加機能の提供)

第22条 当社は、契約者から請求があったときは、別記2の(1)に規定する国際アウトローミング、e m o b i l eメール及び無線IPアクセスサービス(当社の無線IP網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、別記2の(1)に規定する付加機能のうち、別記2の(2)に定める機能については、契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、付加機能の提供を請求した者(前項の規定により請求があったものとみなされる場合の契約者を含みます。)がCTCモバイル(EM)4Gの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるときには、その付加機能を提供しません。

### (CTCモバイル(EM)4Gの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第23条 当社は、CTCモバイル(EM)4Gの利用の一時中断があったときは、別に定める場合を除きその付加機能の利用の一時中断を行います。

## 第5章 EMchip

### (EMchipの貸与等)

第24条 当社は、契約者に対し、EMchipを貸与します。この場合において、貸与するEMchipの数は、1のCTCモバイル(EM)契約につき1とします。

2 当社(特定MNO事業者を含みます。)は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEMchipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

### (契約者識別番号その他の情報の登録等)

第25条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEMchipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EMchipを貸与するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、当社のEMchipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第10条(契約者識別番号)第2項(第21条(準用)において準用する場合を含みます。)又は第58条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定により契約者識別番号を変更する場合は、契約者識別番号の登録等を行います。

### (EMchipの情報消去および返還)

第26条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEMchipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEMchipの貸与に係るCTCモバイル(EM)4Gに係る契約の解除があったとき。

(2) その他、EMchipを利用しなくなったとき。

2 当社のEMchipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEMchipを当社が別に定める方法により、当社が指定するサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第26条(EMchipの貸与等)第2項の規定により、当社がEMchipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEMchipを返還するものとします。

### (EMchipの管理責任)

第27条 EMchipの貸与を受けている契約者は、そのEMchipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EMchipの貸与を受けている契約者は、EMchipについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEMchipを利用した場合であっても、そのEMchipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、EMchipの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

### (暗証番号)

第28条 契約者は、当社が別に定める方法により、EMchipに、EMchip暗証番号(そのEMchipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録することができます。この場合において、当社からそのEMchipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、EMchip暗証番号を善良な管理者の注意義務をもって管理していただきます。

## 第6章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、CTCモバイル（EM）通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定MNO事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第32条（通信利用の制限）又は第33条の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社（特定MNO事業者を含みます。）は、その契約者回線について、その料金月におけるCTCモバイル（EM）通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にCTCモバイル（EM）通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
- 3 当社は、前2項の規定によりCTCモバイル（EM）通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第30条 当社は、契約者について次の表の左欄に掲げる事由があるときは、同表の右欄に掲げる期間、そのCTCモバイル（EM）通信サービスの利用を停止することがあります。ただし、利用停止を行う期間は、6か月を超えないものとします。

利用停止事由	利用停止期間
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。	CTCモバイル（EM）通信サービスの料金その他の債務を支払わないときはその料金その他の債務が支払われるまでの間、CTCモバイル（EM）通信サービスの料金その他の債務を支払われないおそれがあるときはそのおそれが解消されるまでの間
(2) CTCモバイル（EM）通信サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。	当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間
(3) 別記1の規定に違反したとき又は別記1の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。	当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間
(4) 契約者がCTCモバイル（EM）通信サービスの利用において第62条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。	第62条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがないものと当社が認めるまでの間
(5) 第49条（端末設備の接続）又は第50条（自営電気通信設備の接続）の規定に違反して契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。	当該違反する行為が解消されたことを当社が認めるまでの間
(6) 第51条（端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第52条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査において、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。	当該違反する行為が解消されたことを当社が認めるまでの間
(7) 第53条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第54条（端末設備の電波法に基づく検査）、第55条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第56条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反して、検査を受けなかったとき。	当該違反する行為が解消されたことを当社が認めるまでの間

(8) 削除	削除
--------	----

2 当社は、前項の規定によりCTCモバイル（EM）通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由及び利用停止をする日とその契約者に通知します。ただし、同項の表第4号の規定により、CTCモバイル（EM）通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第7章 通信

### 第1節 通信の種類等

(通信の区分)

第31条 通信には、次の区分があります。

区分	内容
データ通信モード	A X G P方式、F D D - L T E方式又はD S - C D M A方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して、パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの

### 第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第32条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための通信利用の制限については、特定MNO事業者のE M O B I L E契約約款（E M O B I L E 4 G編）に準ずるものとします。

第33条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又はC T Cモバイル（EM）通信サービスの円滑な提供を図るため、当社（特定MNO事業者を含みます。以下この条において同じとします。）は、データ通信モードによる通信に関して、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
  - (2) 削除
  - (3) 削除
  - (4) 削除
  - (5) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がC T Cモバイル（EM）通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
  - (6) 削除
  - (7) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。
- 2 当社（特定MNO事業者を含みます。）は前項によるほか、データ通信モードによる通信に関して、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置をとることがあります。
- 3 当社（特定MNO事業者を含みます。）は、前2項による規定のほか、C T Cモバイル（EM）通信サービスの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。
- 4 当社（特定MNO事業者を含みます。）は前3項による規定のほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報を行います。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。
- 5 当社は前4項によるほか、契約者の通信について、当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第34条 当社が提供するCTCモバイル(EM)4Gの料金は、料金表第1表(CTCモバイル(EM)4Gに関する料金)に規定する基本使用料、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金およびユニバーサルサービス料とします。

2 CTCモバイル(EM)4Gの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第35条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線または付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりCTCモバイル(EM)4Gを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除きCTCモバイル(EM)4Gを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのCTCモバイル(EM)4Gを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備(特定MNO事業者の電気通信設備を含みます。)による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのCTCモバイル(EM)4Gについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その基本使用料に係る料金を返還します。

(パケット料金の支払義務)

第36条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信(その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。)について、料金表第1表第2(パケット通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 データ通信モードに係る課金対象パケットの情報量は、当社の機器(特定MNO事業者の機器を含みます。)により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責めによらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

3 契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記6に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(国際アウトローミングに係る通信料の支払義務)

第37条 契約者は、国際アウトローミングを利用したときは、料金表第1表第3(国際アウトローミングに係る通信料)に規定する国際アウトローミングに係る通信料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミングに係る通信料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国事業者又は当社の機器等により測定します。

2 国際アウトローミングに係る外国事業者又は当社の機器（特定MNO事業者の機器を含みます。）等の故障等により国際アウトローミングに係る通信料を正しく算定できなかった場合は、別記6の規定に準じて取り扱います。

（定期契約に係る契約解除料の支払義務）

第38条 定期契約者は、その契約期間中に定期契約の解除があったときは、料金表第1表第4（契約解除料）に定めるところにより契約解除料の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第39条 契約者は、CTCモバイル（EM）4Gに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第40条 契約者は、料金表第1表第6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第41条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（次項において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### 第3節 料金の計算および支払い

（料金の計算および支払い）

第42条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

### 第4節 削除

第43条 削除

### 第5節 割増金および延滞利息

（割増金）

第44条 契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第45条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 第9章 保守

(特定MNO事業者の維持責任)

第46条 特定MNO事業者のEMOBILE契約約款(EMOBILE 4G編)に準ずるものとします。

(契約者の維持責任)

第47条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります。第53条及び第54条において同じとします。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。第55条及び第56条において同じとします。)を無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第48条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社(特定MNO事業者を含みます。)の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(端末設備の接続)

第49条 契約者は、その契約者回線に端末設備を接続するとき(その契約者回線に接続されている電気通信設備を介して接続するときを含みます。)は、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - (1) その接続が端末設備等規則に適合しないとき。
  - (2) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が端末設備規則に適合するかどうかの検査を行います。
  - (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
  - (2) 事業法施行規則第32条第1項各号で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者がその端末設備を変更したときについても、前4項の規定を準用します。
- 6 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

(自営電気通信設備の接続)

第50条 契約者は、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するとき(その契約者回線に接続されている電気通信設備を介して接続するときを含みます。)は、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - (1) その接続が端末設備等規則に適合しないとき。
  - (2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾を行うに当たっては、事業法施行規則第32条第1項各号で定める場合に該当するときを除き、その接続が端末設備等規則に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定を準用します。
- 6 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定め



るサービス取扱所に通知していただきます。

(端末設備に異常がある場合等の検査)

- 第 51 条 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が端末設備等規則に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
  - 3 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

- 第 52 条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、前条の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

- 第 53 条 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、その旨を承諾していただきます。
  - 3 契約者は、前項の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

(端末設備の電波法に基づく検査)

- 第 54 条 第 51 条（端末設備に異常がある場合等の検査）に規定する検査のほか、端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、同条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

- 第 55 条 自営電気通信設備について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第 53 条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

- 第 56 条 自営電気通信設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第 54 条（端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

(修理又は復旧)

- 第 57 条 当社（特定MNO事業者を含みます。）は、当社（特定MNO事業者を含みます。）の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 32 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社（特定MNO事業者を含みます。）が別に定めるところにより修理し、又は復旧します。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

- 第 58 条 当社（特定MNO事業者を含みます。）は、当社（特定MNO事業者を含みます。）の電気通信設備を修理し、又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

## 第10章 損害賠償等

### (責任の制限)

第59条 当社は、CTCモバイル（EM）4Gを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのCTCモバイル（EM）4Gを全く利用することができない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、CTCモバイル（EM）4Gが全く利用することができない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのCTCモバイル（EM）4Gに係る料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します（別に料金表に定める場合を除きます。）。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、日割り計算を行います。

4 当社は、CTCモバイル（EM）4Gを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

### (免責)

第60条 当社（特定MNO事業者を含みます。）は、電気通信設備の設置、修理、復旧、更改又は撤去に当たって、その電気通信設備に記憶されている通信に関する情報が変化し、又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社（特定MNO事業者を含みます。）の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社（特定MNO事業者を含みます。）は、この約款の変更又は法令の改廃により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この項において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等規則の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の改造等に要する費用に限り負担します。

## 第11章 雑則

### (承諾の限界)

第61条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき又はその他当社（特定MNO事業者を含みます。）の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る契約者の義務)

第62条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備又は自営電気通信設備を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させ、その他通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (3) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はEM chipに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと、法令に反しないこと、又は他人の権利利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。
- (6) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則第22条に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。契約者は、この規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- (7) 削除

## 2 削除

第63条 削除

### (個人情報の取扱い)

第64条 CTCモバイル（EM）通信サービスの提供に当たり取得した個人情報の取扱いに関する方針は、当社が公開する「プライバシーポリシー」及び「個人情報の取扱いについて」において定めます。

第65条 削除

### (法令に規定する事項)

第66条 CTCモバイル（EM）通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### (閲覧)

第67条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

### (約款の掲示)

第68条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定するサービス取扱所に掲示します。

### (合意管轄)

第69条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 70 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 別記

- 1 契約者の氏名等の変更に係る届出及び当社から契約者に行う通知の細則（第12条関係）
  - (1) 第12条（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知）第1項に規定する契約者連絡先とは、氏名、名称、住所のほか、電話番号、請求書の送付先、メールアドレス又はその他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法をいいます。
  - (2) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下別記1において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった契約者連絡先に係る情報に基づいて行います。
  - (3) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、その旨を速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。
  - (4) 当社は、(3)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
  - (5) 契約者は、契約者が(3)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
  - (6) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(5)と同様とします。
  - (7) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等は行わないこととします。
  - (8) 当社は、当社がその契約者回線について第10条（契約者識別番号）第3項、第15条（当社が行う一般契約の解除）第3項、第24条（EM chipの貸与）第2項、第29条（利用中止）第3項、第30条（利用停止）第2項、第48条（契約者の切分責任）第2項、第61条（承諾の限界）又は第65条（国際アウトローミングの利用に関する特例）第5項に定める規定に基づいて書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
  - (9) 契約者は、(3)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

## 2 削除

## 3 削除

## 4 削除

## 6 当社（特定MNO事業者を含みます。この項において同じとします。）の機器の故障等によりパケット通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い（第36条、第37条関係）

- (1) 当社の機器の故障等によりパケット通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しくパケット通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）を含む料金月までの12料金月の間の各料金月における1日平均のパケット通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ ア以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のパケット通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

## 7 削除

## 料金表

### 通 則

(料金の計算方法等)

1 当社は、料金及び工事費の計算について、次の表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 削除	削除

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料及びユニバーサルサービス料は料金月（そのパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合のパケット通信料については、パケット通信が終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

4 当社は、料金及び工事費の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除
- 8 削除

(料金等の支払い)

9 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

10 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

11 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、国際アウトローミングに係る通信料については、料金表に規定する額により計算した額とします。

(料金の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

13 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。(基本利用料の日割り)

第1表 CTCモバイル（EM）4Gに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第34条（料金及び工事に関する費用）及び第35条（基本使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用									
(1) 基本使用料の料金種別の選択等	ア CTCモバイル（EM）4Gには、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる料金種別を適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約の種類及び種別</th> <th>料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般契約</td> <td></td> <td>4Gデータプラン（基本）</td> </tr> <tr> <td>定期契約</td> <td>第1種定期契約</td> <td>4Gデータプラン（2年割引）</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類及び種別		料金種別	一般契約		4Gデータプラン（基本）	定期契約	第1種定期契約
契約の種類及び種別		料金種別							
一般契約		4Gデータプラン（基本）							
定期契約	第1種定期契約	4Gデータプラン（2年割引）							
	イ 契約者は、料金種別の変更をする場合、その変更前の料金種別に係る契約を解除すると同時に新たに変更後の料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。								
	ウ 基本使用料は日割りしません。								
	エ 契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者に限ります。以下同じとします。）は、あらかじめアの表の契約の種類及び種別並びに基本使用料の料金種別を選択していただきます。								
	オ エに規定する契約者に関する条件を確認するため、契約者は、料金種別を選択する際に、あらかじめ移動無線装置を特定する情報を申告していただきます。								
(2) 4Gデータプラン（基本）に係る基本使用料の取扱い	ア 4Gデータプラン（基本）に係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ 4Gデータプラン（基本）に係る契約の解除があった場合における取扱いについては、(1)イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。								
(3) 4Gデータプラン（2年割引）に係る基本使用料の取扱い	ア 4Gデータプラン（2年割引）に係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ 4Gデータプラン（2年割引）に係る契約の解除があった場合における取扱いについては、(1)イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。								
(4) 削除	削除								
(5) 削除	削除								
(6) 削除	削除								

2 料金額

1 契約ごとに月額

区分	料金額（税抜額）
4Gデータプラン（基本）	7,500円
4Gデータプラン（2年割引）	6,200円

## 第2 パケット通信料

### 1 適用

パケット通信料の適用については、第36条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用							
(1) パケット通信料の適用	<p>ア パケット通信料は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 契約者が次に掲げる場合のいずれかに該当するとき、その該当したときから当該料金月の間、当社はその通信について制限します。</p> <p>(7) 1の料金月において当該料金月内の契約者の通信が7ギガバイトを超えたとき。</p> <p>(イ) 1の料金月において速度制限解除が適用されたときから当該料金月の末日までの間の契約者の通信が2ギガバイトを超えたとき。</p> <p>ウ 契約者が速度制限解除の適用を申し込み、当社がそれを承諾したとき、当該料金月内に限り、当該契約者は、前項に定める通信の制限を受けません。ただし、速度制限解除の適用は、1の制限につき1回までとします。</p> <p>エ 速度制限解除の適用を受ける契約者は、次の表に規定する料金額の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに適用1回あたり次の料金額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額（税抜額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>速度制限解除料</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 前項の規定にかかわらず、料金月の初日に契約を解除した場合、速度制限解除料の支払いを要しません。ただし、契約を解除すると同時に新たな契約を締結した場合はこの限りではありません。</p> <p>カ 次の通信については、イの各号に定める通信量に含みません。</p> <p>(7) 当社のサービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信（当社が別に定めるものに限ります。）</p> <p>(イ) その他当社が別に定める通信</p>	区分	料金額（税抜額）	速度制限解除料	2,500円		
区分	料金額（税抜額）						
速度制限解除料	2,500円						
(2) 基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>支払いを要しない額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4Gデータプラン（基本）</td> <td>(1)アに規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>4Gデータプラン（2年割引）</td> <td>(1)アに規定した料金額</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	4Gデータプラン（基本）	(1)アに規定した料金額	4Gデータプラン（2年割引）	(1)アに規定した料金額
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額						
4Gデータプラン（基本）	(1)アに規定した料金額						
4Gデータプラン（2年割引）	(1)アに規定した料金額						

### 2 料金額

区分	料金額（税込額）
4Gデータプランに係る料金種別	1課金対象パケットごとに0.04円



### 第3 削除

#### 第4 契約解除料

##### 1 適用

契約解除料の適用については、第39条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
(1) 定期契約に係る契約解除料の適用	第1種定期契約に係る契約解除料は、2（料金額）2-1に規定する額を適用します。
(2) 契約解除料の支払いを要しない場合	契約者は、次の場合には、2（料金額）2-1に規定する契約解除料の支払いを要しません。 ア 第19条（定期契約の満了に伴う更新等）第1項の規定に基づき更新され、若しくは同条第2項の規定に基づき変更された第1種定期契約について、その更新又は変更があった日の属する料金月に当該契約の解除があったとき。 イ 契約満了日を含む料金月に第1種定期契約を解除すると同時に新たにCTCモバイル（EM）4G契約を締結したとき。

##### 2 料金額

###### 2-1 第1種定期契約

第1種定期契約	9,500円（税抜額）
---------	-------------

###### 2-2 削除

## 第5 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第40条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用									
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>CTCモバイル(EM)4Gの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>EM chip再発行手数料</td> <td>EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>機種変更手数料</td> <td>契約者が移動無線装置の接続に関する請求をし、その承諾を受けた場合、その移動無線装置が当社の電気通信設備に登録されたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	CTCモバイル(EM)4Gの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	機種変更手数料	契約者が移動無線装置の接続に関する請求をし、その承諾を受けた場合、その移動無線装置が当社の電気通信設備に登録されたときに支払いを要する料金
	料金種別	内容							
	契約事務手数料	CTCモバイル(EM)4Gの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
機種変更手数料	契約者が移動無線装置の接続に関する請求をし、その承諾を受けた場合、その移動無線装置が当社の電気通信設備に登録されたときに支払いを要する料金								
(2) 契約事務手数料の適用	契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結したときは、2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払を要しません。								
(3) 機種変更手数料の適用	契約事務手数料の適用がある場合、機種変更手数料の支払いを要しません。								

### 2 料金額

料金種別	単位	料金額(税抜額)
契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円
EM chip再発行手数料	1請求ごとに	2,000円
機種変更手数料	1契約について登録1回ごとに	2,000円

## 第6 ユニバーサルサービス料

### 1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第40条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません イ ユニバーサルサービス料については、日割り計算を行いません。

### 2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区分	料金額（税込額）
ユニバーサルサービス料	2円

## 第2表 工事費

特定事業者のEMOBILE契約約款（EMOBILE 4G編）に規定する料金額と同額とします。

附則

(実施期日)

この約款は、平成26年3月17日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正は、平成29年5月18日に廃止します。

(経過措置)

2 この約款廃止実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。